

平成30年9月1日

館山市の教科書採択について

文責：石井 敏宏（館山市議）

1 教科書採択の仕組み

法令によって、共同採択地区の協議会で選ばれた教科書を、館山市教育委員会がそのまま採択をせざるを得ない仕組みになっている。このような制度になったのは、教科書会社が教職員らに接待攻勢をかけることを防止するためのようだ。

共同採択地区は千葉県教育委員会が指定することになっており、文化等の共通性から、安房3市1町とされた。

採択地区における教科書選定の協議会は、規約があり、各市町の教育長・教育委員・校長・教職員・保護者代表による16名で構成されている。

3市1町の教育委員会が推薦した調査員を採択地区協議会の会長が任命して、教科書検定を通った教科書を調査する。そして、調査員は調査結果を採択地区協議会に報告する。報告に基づいて、採択地区協議会で審議し、教科書を決める。

決まった教科書について、各教育委員会はそのまま採択せざるを得ない。もし、違うものを採択すると国から無償措置が得られない可能性がある。

そして、一度採択された教科書は4年間同じ会社のものになる。もし、望ましくない教科書になっても4年間は変えられないということだ。

2 教科書採択が教育長の専決処分

館山市の場合は、教育委員会（5名）で審議・議決をせず、教育長の専決（独断）で教科書を採択している。その理由は、選択の余地がないことと、採択地区協議会に館山市の教育委員や教育関係者が入っているからとのことである。なお、この専決は昭和の時代から続いていた。しかしながら、教育委員会の5名全てが選定経緯などを把握し、次の採択地区協議会での審議に活かすためにも、教育委員会で審議・議決すべきだと思う。

3 採択の経緯の公表について

館山市は情報公開請求があった場合には開示していたが、公表はしていなかった。ただ、今年からは市ホームページで、採択地区協議会の会議録を公表する予定である。採択期間が終了した9月1日以降で、準備が整ったらアップするとのこと。

4 国政における制度改正が必要

教科書は現場の教職員が決めることが望ましいし、これは先進国の主流の考え方である。接待などの不当な営業を防止することは、情報公開や市民との対話によってもできるものだと思う。もっと、教育の地方分権と現場主義を進めるべきである。

5 市民にできること

一部の人間による恣意的な教科書採択を防ぐためには、調査員の人選と調査員の報告内容をチェックする必要がある。